

表3 労働力調査からみた労働力率のD I D

		労働力率	雇用労働力率
2003年-2001年			
単身女	△25～34歳	-0.5	0.6
母子世帯	△25～34歳	-5.5	1.5
	DID	-5.0	0.9
(2003～05平均)			
-(1999～01平均)			
単身女	△25～34歳	0.2	1.8
母子世帯	△25～34歳	-2.1	1.1
	DID	-2.3	-0.7
2003年-2001年			
単身女	△35～44歳	1.2	0.1
母子世帯	△35～44歳	-2.9	-1.9
	DID	-4.0	-2.0
(2003～05平均)			
-(1999～01平均)			
単身女	△35～44歳	-0.3	3.1
母子世帯	△35～44歳	-3.7	-3.5
	DID	-3.4	-6.7
2003年-2001年			
単身女	△45～54歳	2.6	2.5
母子世帯	△45～54歳	0.0	0.0
	DID	-2.6	-2.5
(2003～05平均)			
-(1999～01平均)			
単身女	△45～54歳	-0.2	2.7
母子世帯	△45～54歳	-0.7	2.5
	DID	-0.5	-0.3
2003年-2001年			
夫婦と子どものみ世帯	△総数	-0.5	0.6
母子世帯	△総数	0.6	-0.4
	DID	1.0	-1.0
(2003～05平均)			
-(1999～01平均)			
夫婦と子どものみ世帯	△総数	0.2	1.8
母子世帯	△総数	0.5	-0.2
	DID	0.3	-2.0

表4 就業時間分布の変化

		1～14 時間	15～29 時間	30～34 時間	35～39 時間	40～48 時間	49時間 以上
2003年-2001年							
単身女	△25～34歳	-0.1	0.3	-0.4	-0.2	-0.6	0.5
母子世帯	△25～34歳	7.7	6.4	-1.3	-1.3	5.1	-0.6
	DID	7.7	6.1	-0.9	-1.1	5.8	-1.1
(2003～05平均)							
-(1999～01平均)							
単身女	△25～34歳	0.6	1.2	-0.1	-0.4	-1.8	0.2
母子世帯	△25～34歳	3.7	0.8	-0.8	1.3	-1.4	1.2
	DID	3.1	-0.4	-0.7	1.7	0.3	1.0
2003年-2001年							
単身女	△35～44歳	-0.3	2.5	2.5	-1.3	-1.1	-2.3
母子世帯	△35～44歳	-0.2	-0.6	-0.6	-0.6	-1.8	-0.6
	DID	0.1	-3.1	-3.1	0.7	-0.7	1.7
(2003～05平均)							
-(1999～01平均)							
単身女	△35～44歳	1.6	1.3	0.7	-0.4	-2.0	1.0
母子世帯	△35～44歳	-0.6	3.4	1.9	-0.3	-3.1	-1.2
	DID	-2.2	2.0	1.3	0.1	-1.0	-2.3
2003年-2001年							
単身女	△45～54歳	0.2	0.7	0.7	0.7	-6.0	1.0
母子世帯	△45～54歳	0.0	11.1	0.0	0.0	-11.1	11.1
	DID	-0.2	10.5	-0.7	-0.7	-5.1	10.1
(2003～05平均)							
-(1999～01平均)							
単身女	△45～54歳	0.1	1.1	1.5	0.0	-5.0	0.4
母子世帯	△45～54歳	0.5	9.1	1.0	0.1	-6.5	7.3
	DID	0.4	8.0	-0.5	0.1	-1.4	6.9
2003年-2001年							
夫婦と子どものみ世帯	△総数	-0.1	0.3	-0.4	-0.2	-0.6	0.5
母子世帯	△総数	2.0	1.5	-0.6	1.6	-3.8	-0.6
	DID	2.1	1.1	-0.2	1.8	-3.2	-1.0
(2003～05平均)							
-(1999～01平均)							
夫婦と子どものみ世帯	△総数	0.6	1.2	-0.1	-0.4	-1.8	0.2
母子世帯	△総数	1.6	2.2	0.3	0.6	-4.8	0.3
	DID	1.0	1.0	0.4	1.0	-3.1	0.1

配偶者控除・配偶者特別控除の分配的帰着
－コーホートの視点から－

2006年3月

大石 亜希子
(国立社会保障・人口問題研究所)

要 旨

本稿では、配偶者控除・配偶者特別控除の分配的帰着について、コーホートによる妻の就業パターンの違いを考慮しながら検討した。若いコーホートに属する妻ほど、控除等の適用範囲内で就業する割合が拡大しており、さらに控除等の適用を受けないで就業する割合も拡大している。この要因としては、若いコーホートの夫の稼働収入が伸び悩んでいることに加え、相次ぐ税制改正により、若いコーホートほど限界税率が低くなっていることが考えられる。限界税率が低ければ、いわゆる103万円の壁を超えて就業することのペナルティは小さくなる。配偶者控除・配偶者特別控除がもつ就業抑制効果が、近年の減税等によって弱められていることは、これまであまり注目されてこなかった点である。コーホート別に控除等の便益の帰着を試算すると、1987年に配偶者特別控除が創設されて以来、この制度の便益を最も多く受けたのは団塊の世代であることも明らかになった。

はじめに

現行制度のもとでは、被用者の妻の年収や労働時間が一定水準以下ならば、所得税や社会保険料が課されることはない。しかし妻の労働時間が同一事業所の常用労働者のおおむね4分の3以上に達すると、年収や夫の加入する年金保険の種類に関わりなく厚生年金に加入し、標準報酬に対して定率の保険料を負担しなくてはならない。また、労働時間が常用労働者の4分の3未満であっても、年収が130万円を超える場合は国民年金の第1号被保険者となり、定額の保険料を負担することとなる。

所得税については、妻の年収が103万円を超えると妻自身に所得税が課税されることに加え、夫に適用されている配偶者特別控除が段階的に減少するようになり、141万円を超えると夫には配偶者特別控除が一切適用されなくなる。

さらに、近年までは多くの企業が被扶養配偶者のいる従業員に対して配偶者手当を支給する慣行があり、妻の年収が103万円を超えるあたりで支給を打ち切ることが多かった。これらの社会慣行・制度的要因から、一般的に有配偶女性は所得税や社会保険料が課されない範囲内での就労にとどめようとする傾向が強いといわれている。

なお、所得税についてはこれまでの改正により、妻が年収103万円を超えることで世帯の手取り所得が減少するという、いわゆる逆転現象は生じない制度になっている。それにもかかわらず、依然として「103万円の壁」が一つのメルクマールとして意識されている背景には、前述したような配偶者手当の支給打ち切りがあると考えられる。

配偶者控除・配偶者特別控除（以下、「控除等」）については、これまでも数多くの実証研究が行われてきた（安部・大竹 1995；永瀬 1997；樋口 1995；樋口・西崎・川崎・辻 2001；赤林 2003；大石 2003；Abe 2005b 等）。しかしながら、控除等の便益をどのような世帯が受けており、それが所得分配の観点からどのような意味をもつのかについては、必ずしも明確な理解が得られていない。従来、ダグラス=有澤の法則から所得の低い夫を持つ妻ほど就業率が高く、夫が高所得の妻の就業率は低いといわれていた。その場合、夫が高所得の妻ほど無業の傾向にあることから、控除等の便益は高所得層に多く帰着すると考えられている。ただし、こうした一時点での所得水準の高低で判断することは問題が多い。年功賃金プロファイルや、女性のM字型労働供給パターンが存在するなかでは、高所得層と低所得層といっても、同一世帯の異なるライフステージを比較しているに過ぎないかもしれないからである。また、所得水準の違いがライフステージの違いによるものなのか、（夫の）賃金プロファイルや女性のM字型労働供給パターンに変化が生じているためなのかも識別することができない。

そこで本稿では、コーホートの視点を取り込み、控除等の分配的帰着について検討を行う。本稿の構成は以下の通りである。第1節では先行研究のサーベイを行い、第2節では使用するデータについて説明する。第3節は、コーホート別にみた妻の労働供給パターンの変化をみる。第4節では、控除等の利用実態、所得階層別の便益、限界税率の差を検討

する。第5節では全体のまとめと議論を行う。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除に関連する先行研究

所得階層による帰着に関して

樋口(1995)、樋口・西崎・川崎・辻(2001)では、国税庁『税務統計から見た民間給与の実態』に基づき、有配偶者のうち高所得層ほど控除等を受けている割合が高いことから、これらの所得控除は高所得世帯を優遇する制度であると結論づけている。

一方、田近・古谷(2003)は、国税統計は個人ベースでの控除等の適用実態を把握しているに過ぎず、低所得層には被扶養配偶者が多く含まれることから、世帯ベースでの控除等の便益の帰着は異なる可能性があるとは指摘している。さらに、田近・古谷(2003)は、厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』個票に基づくマイクロ・シミュレーションを行った結果、夫婦のみ世帯の場合は高所得層が控除等の便益を受けている一方、夫婦と未婚の子どものみの世帯の場合には、低所得層が控除等から便益を受けていると述べている。

ところが、「夫婦と未婚の子どものみの世帯」と「夫婦のみ世帯」という区分は、異なるライフステージの比較を行うものであるため、分配的なインプリケーションを導くことが困難である。たとえば、「夫婦のみ世帯」の中には、結婚直後で子どもが生まれる前の若夫婦と、子どもが巣立った後の中高年夫婦とが混在しており、その中間のライフステージに位置するのが「夫婦と未婚の子どものみの世帯」であると考えられる。一組の夫婦が、ライフステージに応じて世帯構造を変えていく場合、あるライフステージでは控除等から便益を受けていなくても別のライフステージでは便益を受けるかもしれず、最終的な便益の有無を判断することはできない。

大石(2003)は、厚生労働省『平成10年国民生活基礎調査』の個票を使用し、夫の所得分位があがるほど、控除等の適用を受けているとみられる妻の割合が高いことを示している。ただし一時点のデータによる分析であるため、ここでもライフステージの違いが所得水準に及ぼす影響をコントロールできていない。

控除等の問題を動学的な観点から分析する重要性を指摘したのは、Abe(2005b)である。Abe(2005b)は、103万円の壁の存在により、妻が一年間の収入が一定額以下である場合に限り、配偶者手当・社会保険料の拠出の免除といった便益を受けることができる場合に最適な引退年齢を選択するモデルを提示している。その中では、生涯所得ベースで夫が高所得である場合、妻が就業年数を短縮するというかたちで動学的な意味でのダグラス=有澤の法則が成立する理論的可能性を数値例によって示している。

さらに、安部(2005)では、夫が40代に入ると、夫の所得水準にほぼ関わりなく妻はパート就業をする傾向にあることから、妻のパート就業による所得分配の均等化効果は限定的なものにとどまる一方で、累進課税のもとで控除等が逆進的な効果を持つ可能性を指摘している。

就業抑制効果に関して

控除等が妻の労働供給に及ぼす影響を把握する先行研究では、大別して3つの方法が用いられている。

第1は、就業調整の有無を示すダミー変数を使用し、その有意性や係数の大きさから制度要因のインパクトを計測する方法である（樋口 1995；永瀬 1997；神谷 2002）。第2は、未婚女性と既婚女性の比較を通じて制度要因のインパクトを計測する方法で（安部・大竹 1995；樋口ほか 2001；大石 2003）、たとえば安部・大竹(1995)は、未婚パートタイマーを control group、DINKS（既婚・子供なし夫婦世帯）のパートタイマーを treatment group とする分析を行い、DINKS パートの所得調整や労働時間調整の実態を明らかにしている。第3は、世帯の限界税率の変化から労働供給への影響を類推するもので、田近・古谷(2003)では、妻の給与収入が10万円増加した場合の世帯の所得税負担の増加分によって、限界税率を計算している。その結果、大半の世帯にとって、妻の収入増加による限界税率の変化は極めて小さく、このことから控除等が妻の労働供給を抑制する効果はないとしている¹。

2. 使用データ

本稿では、年齢効果とコーホート効果を区別するために、複数時点のクロスセクションデータを使用して控除等の帰着を検証する。

分析に使用するデータは、厚生労働省『所得再分配調査』（1987（昭和62）年、1990（平成2）年、1993（平成5）年、1996（平成8）年、1999（平成11）年、2002（平成14）年調査）の個票²である。調査されている所得や税・社会保険料の拠出状況は調査前年のものである。調査対象期間中、所得税に関するだけでも数次に渡り大規模な改正が行われている（表1）。本稿ではこれらの制度変更の影響を含めて分析する。

なるべく同質的なサンプルにおけるライフステージ、あるいはコーホートによる違いを把握するため、ここでは世帯主の年齢が20～59歳の、「夫婦のみ世帯」および「夫婦と未婚の子どものみからなる世帯」を分析対象とする。三世帯世帯は、扶養関係の把握が難しいことから分析対象から除外している。また、世帯主が男性で、民間あるいは官公庁の常用雇用者であり、被用者用の医療保険に加入している世帯に限定している。子どもがいる場合には、その子どもは収入や税負担から判断して被扶養者であると考えられるケースに限定しており、扶養関係にない子どもがいる世帯は除外している。

所得の種類にはさまざまなものがあるが、本稿では下記の所得の合計を「稼働所得」とし、それについての税負担を把握する。

¹田近・古谷(2003)における限界税率は、妻が無業から年収10万円になった世帯と、103万円の壁を超えてしまった世帯との平均であることに注意が必要である。

²本稿で使用した『所得再分配調査』調査票は、国立社会保障・人口問題研究所の厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」において申請し、厚生労働省政策統括官の承認を得たものである（政発08220005号）。

稼働所得＝雇用者所得＋事業所得＋農耕・畜産所得＋家内労働所得

課税所得を計算する上では、諸控除の扱いが問題となる。本稿では稼働所得から下記の所得控除を差し引いたものを課税所得とし、対象年次の税率表に沿って税額を計算する。

所得控除＝基礎控除＋扶養控除（子どもについてのみ）＋特定扶養控除＋配偶者控除＋配偶者特別控除＋社会保険料控除＋給与所得控除

なお、本稿の分析対象期間は、2004年の税制改正前であり、当時は上乘せ分の配偶者特別控除が存在していた（1987年データ——所得は1986年当時のもの——を除く。配偶者特別控除が創設されたのは1987年である）。すなわち、妻の年収が70万円を超えるところから夫に適用される配偶者特別控除が段階的に減少する制度となっていたので、控除額の計算も当時の税制に則って行っている。社会保険料控除額は、実際に『所得再分配調査』に記入されている社会保険料を使用している。また、税額の計算に当たっては、各年次における定率減税・定額減税も考慮している。このようにして算出された世帯主の所得税額と実際に『所得再分配調査』に記入されている所得税額との相関係数は、年によるばらつきはあるものの、「夫婦のみ世帯」で0.7～0.8前後、「夫婦と子どものみからなる世帯」で0.35～0.8前後となっている³。

3. コーホート別に見た妻の就業パターン

これまでの日本における女性労働供給の分析では、年齢による労働力率の変化——いわゆるM字型カーブ——が注目されることが多かった。しかし最近では、年齢効果とコーホート効果を区別することの重要性を指摘する研究が出てきている。Abe(2005a)は、女性のパートタイム就業にはコーホートによる差が顕著に見られることや、パートタイム就業に持続性が見られることを指摘している。ただし、使用しているデータは『就業構造基本統計調査』の複数年分の集計データなので、配偶関係や夫の所得水準の違いまでは把握することができない。

本稿では1987年から2002年（所得データとしては1986年から2001年）の情報が利用可能であるため、1928～33年生まれを最年長とする6歳きざみのコーホート別に分析を行う。

はじめに、本稿の分析対象に限定せず、『所得再分配調査』の対象に含まれる世帯の女性すべての就業率をコーホート別に示したものが図1である。30～40代前半の女性については、若いコーホートほど就業率が高まる傾向が観察される。このため年次が新しくなるに

³ 乖離が生じる原因としては、ここで計上していない所得（財産所得や退職金等）の存在や、医療費控除、住宅ローン控除等を考慮していないことが考えられる。

つれてM字の底が浅くなっている。

この理由のひとつには、M字の底となる年齢層における単身女性の増加（晩婚化・非婚化）が考えられる。図2に示すように、より若いコーホートほど30代前半における有配偶率が低下しているからである。

そこで、有配偶女性についてもM字の底が浅くなっているのかどうかを検証するために、分析対象世帯の妻に限定して描いたのが図3である。ここでも、より若いコーホートにおいて妻の就業率が高まっていることが分かる。さらに、M字の底における妻の就業率の上昇が晩産化などの出生タイミング変化に影響されているかどうかを見るために、子どものいる妻に限定して描いたのが図4である。子どもがいる場合でも、より若いコーホートほど30代前半における就業率は上昇している⁴。

次に、賃金プロファイルの変化を見るために、夫の稼働所得（実質、2000年価格）の推移をコーホート別に見る（図5）。現在50代前半に当たる1952～57年生まれの男性までは、前のコーホートよりも高い所得を得ているが、それ以後のコーホートでは同じ年齢に達しても前のコーホートより平均所得が低くなる傾向が出てきている。これは若いコーホートにおける妻の就業率上昇と整合的である。

以上をまとめると、妻の労働供給パターンや夫の賃金プロファイルには世代による変化が生じており、控除等はそれぞれの世代に異なる影響を及ぼす可能性が示唆される。

4. 配偶者控除・配偶者特別控除の適用状況

所得分位別の帰着

本節では、控除等の便益の帰着を検討する。はじめに、先行研究と同様に、夫の稼働所得分位別に控除等の適用実態と控除等による減税額、および限界税率の変化を試算する。

図6は、控除等の適用率を夫の稼働所得分位別に示したものである。ここでは(1)妻の稼働収入が控除等適用条件に合致しているかどうか、(2)妻が所得税を拠出しているかどうか、(3)妻の稼働収入が103万円（1986年は90万円、1989～94年は100万円）を超えていないかどうか、という3つの条件によって適用状況を判断している。第10分位（最高所得階層）を除き、高所得になるほど控除等の適用率が高まる傾向が観察され、控除等が高所得層優遇であるという主張を裏付ける結果となっている。ただし、所得分位による適用率の違いは近年になるほど縮小している。

図7は、控除等の適用状況を、①適用・無業、②適用・就業、③適用外・就業、④適用外・無業の4つに分けてそれぞれの構成の推移を夫の稼働所得分位別に見ている。ここから分かる傾向としては、第1に、控除等の適用を受けている世帯の中で妻が就業する割合が所得分位に関わらず拡大している。これは安部(2005)が指摘するように、妻のパートタイム就業が世帯間の所得分配に及ぼす影響を考える上で重要である。第2に、低所得層では、

⁴ 永瀬・守泉（2006）は国立社会保障・人口問題研究所『平成14年出生動向基本調査』を用い、近年になるほど第1子と第2子の出生間隔が短くなっていると指摘している。

控除等の適用を受けずに就業する妻の割合が高い。しかし、第3に、近年は高所得層でも控除等の適用を受けずに就業する妻の割合が高まっている。たとえば第9分位における③適用外・就業の割合は、1987年に12%だったが、2002年には20%に達している。

図8は、控除等の適用状況を年齢階層別に時系列で見たものである。ここでも年齢に関わらず、控除等の適用範囲内で就業する妻が増加していることが分かる。とくに25～34歳、35～44歳の年齢層では、①適用・無業（＝専業主婦）の割合が顕著に低下している。さらに、35～44歳層で、③適用外・就業の割合が高まっていることが注目される。

表2は、控除等がなかった場合の世帯主の所得税額と、各年次の制度のもとで試算した所得税額との差を控除等の便益として、所得分位別に帰着を示したものである。1986年当時は配偶者特別控除がなかったため、便益はゼロとなっている。適用率は高所得層ほど高く、また、累進課税のもとで高所得層ほど税率が高いことから、控除等（配偶者控除と配偶者特別控除による減税額を合わせた金額）の便益は第1分位で2万円前後であるのに対し、第9分位では10万円を超えている。ただし、近年になるほど控除等が拡充される一方で税率構造は累進度が低められているため、全体としての便益は1999年から2002年にかけてやや低下している。

表3は、控除等がなかった場合の限界税率を試算している。「ケース2」は、配偶者特別控除が廃止されるケース、「ケース3」は配偶者控除と配偶者特別控除の両方が廃止されるケースでの限界税率である。田近・古谷(2003)では妻の収入が10万円増加する場合の世帯の所得税額の変化によって限界税率を計算しているが、ここでは夫の収入が10万円増加する場合の夫の所得税額の変化として計算している。高所得層ほど限界税率は高いものの、控除等の廃止による限界税率の上昇幅という点では、第1、第2分位の低所得層も大きい。ただし、これらの階層の平均税率は非常に低いので、影響度合いは限定的とみられる（表4）。

コーホート別の帰着

以上では、所得水準による便益の帰着を検討したが、これをコーホート別の視点から見るとどうなるであろうか。

図9は、コーホート別に控除等の適用状況の推移を示したものである。年齢別には、30代前半で適用率が最も高く、40代後半に向けて低下し、再び上昇するという傾向がある。50代から適用率が上がるのは、仕事を辞めて控除対象配偶者になる無業の妻が増えてくるためである（図10）。30代に注目してみると、同じ年齢でもより若いコーホートほど、控除等の適用を受ける妻のなかで就業する妻が増加しており、また、控除等の適用を受けずに就業する妻も増加している。この理由としては、前述したように若いコーホートにおける夫の稼働収入の鈍化があると考えられるが、もう一つには、控除等の適用範囲を超えて妻が就業する場合のペナルティが小さくなっていることが指摘できる。図11はコーホート別に夫の限界税率の推移を、図12はコーホート別に夫の平均税率の推移を示したものであ

るが、相次いで税制改正が行われる中で、若いコーホートほど限界税率・平均税率ともに低くなっている。

その結果、配偶者特別控除創設時から現在までの控除等がもたらした便益を実質化し、コーホート別に比較すると、いわゆる団塊の世代を含む 1946～51 年生まれが最も大きく、若いコーホートになるほど便益は小さくなっている (図 13)。

103 万円の壁に直面する世帯はどの程度か

最後に、ここでの議論が全体に占める位置について述べておきたい。本稿の分析対象は、夫がサラリーマンとして就業している世帯で、夫の年齢が 60 歳未満、かつ、「夫婦のみ世帯」や「夫婦と未婚の子のみの世帯」である。これは『所得再分配調査』の全対象世帯からみると約 3 割を占めている。分析対象世帯を母数とすると、控除等の適用を受けており、かつ、限界税率の変化に直面する妻年収 70～104 万円未満の世帯は 6～8% 程度である (表 5)。つまり、一般に考えられているほど多くの妻が、103 万円の壁に直面しているわけではない。

5. ディスカッション

本稿では、配偶者控除・配偶者特別控除の分配的帰着について、コーホートによる妻の就業パターンの違いを考慮しながら検討した。明らかになった点は以下のとおりである。

第 1 に、所得分位や年齢に関わらず、控除等の適用範囲内で就業する妻が増加している。

第 2 に、近年は高所得層でも控除等の適用を受けずに就業する妻の割合が高まっている。

第 3 に、若いコーホートの妻ほど、控除等の適用範囲の中で就業する傾向が強まっている一方で、適用範囲を超えて就業する傾向も強まっている。

第 4 に、1987 年に配偶者特別控除が創設されて以来の便益の帰着をコーホート別に累計すると、最も大きな便益を受けたのは団塊の世代を中心とした年齢層である。

最近になるほど、つまり、若いコーホートほど妻の就業が盛んになっている要因としては、若いコーホートの夫の稼働収入が伸び悩んでいることに加え、相次ぐ税制改正により、コーホートが若いほど限界税率が低くなっていることが考えられる。所得水準が低く、限界税率が低ければ、いわゆる 103 万円の壁を超えて就業することのペナルティは小さくなる。配偶者控除・配偶者特別控除がもつ就業抑制効果が、近年の減税等によって弱められていることは、これまであまり注目されてこなかった点といえよう。

参考文献

- 赤林英夫(2003)「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』pp. 113-133.
- 安部由起子(2005)「夫婦の教育と所得分布に関する一考察」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『家族構造や就労形態等の変化に対応した社会保障のあり方に関する総合的研究』平成16年度総括・分担研究報告書, pp.79-100
- 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」,『季刊社会保障研究』Vol. 31, No. 2, pp. 120-134.
- 大石亜希子(2003)「有配偶女性の就業と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』Vol. 39, No. 3, pp. 286-300.
- 神谷隆之(1997)「女性労働の多様化と課題」『フィナンシャル・レビュー』(December) pp. 29-49.
- 田近栄治・古谷泉生(2003)「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」『現代経済学の潮流 2003』
- 永瀬伸子(1997)「パート賃金はなぜ低いのか? 諸制度の足かせ」雇用促進事業団『国際化の進展と労働市場——制度政策の影響』(財)統計研究会, pp. 159-191.
- 永瀬伸子・守泉理恵(2006)「女性の就業と、結婚・出産:最近の変化に関する研究」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業『少子化関連施策の効果と出生率の見通しに関する研究』平成17年度報告書。
- 樋口美雄(1995)「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』, 日本経済新聞社, pp. 185-219, .
- 樋口美雄・西崎文平・川崎暁・辻健彦(2001)「配偶者控除・配偶者特別控除制度に関する一考察」, 景気判断・政策分析ディスカッション・ペーパー, DP/01-4, 内閣府政策統括官(経済財政—景気判断・政策分析担当), 2001年8月.
- 森信茂樹(2002)『わが国所得税課税ベースの研究』社団法人日本租税研究協会
- Abe, Y. (2005a) “A Note on Labor Supply Experiences of Japanese Women”, Hokkaido University, Graduate School of Economics and Business Administration Discussion Paper Series A: No. 2005-143
- Abe, Y. (2005b) “The effects of the 1.03 million yen ceiling in a dynamic labor supply model”, Hokkaido University, Graduate School of Economics and Business Administration Discussion Paper Series A: No. 2005-155
- Akabayashi, Hideo (2001) “How Do Japanese Wives Respond to the Allowance of Spouse? A Structural Estimate of Labor Supply and a Test of a Unitary Household Model,” 日本経済学会 2001年度秋季大会報告論文。

図1 『所得再分配調査』によるコホート別女性就業率（全女性）

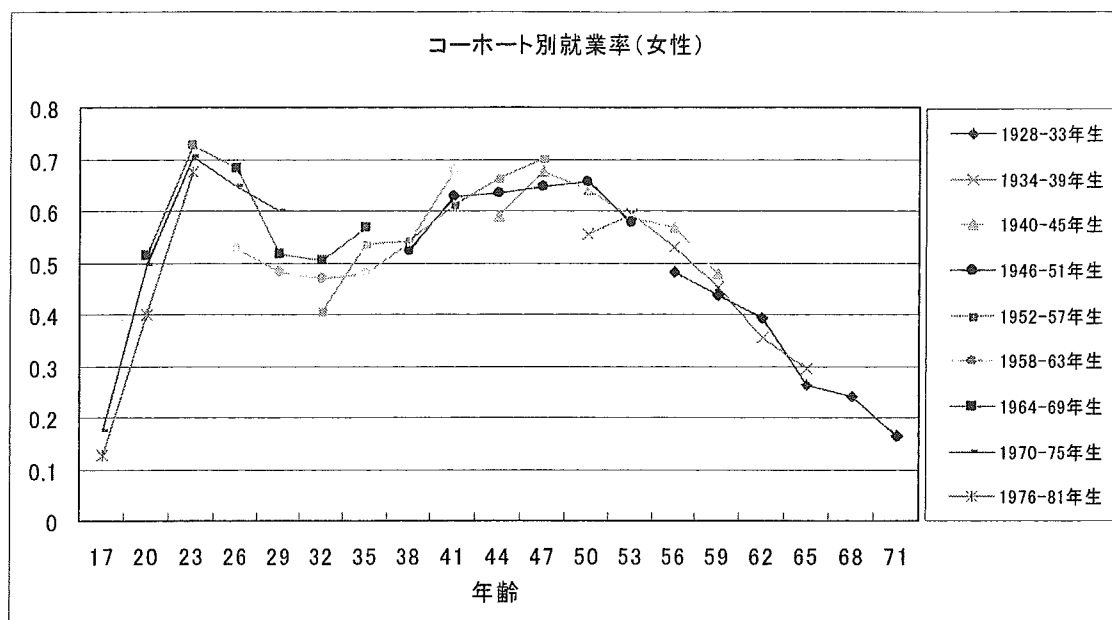


図2 コホート別有配偶率（女性）

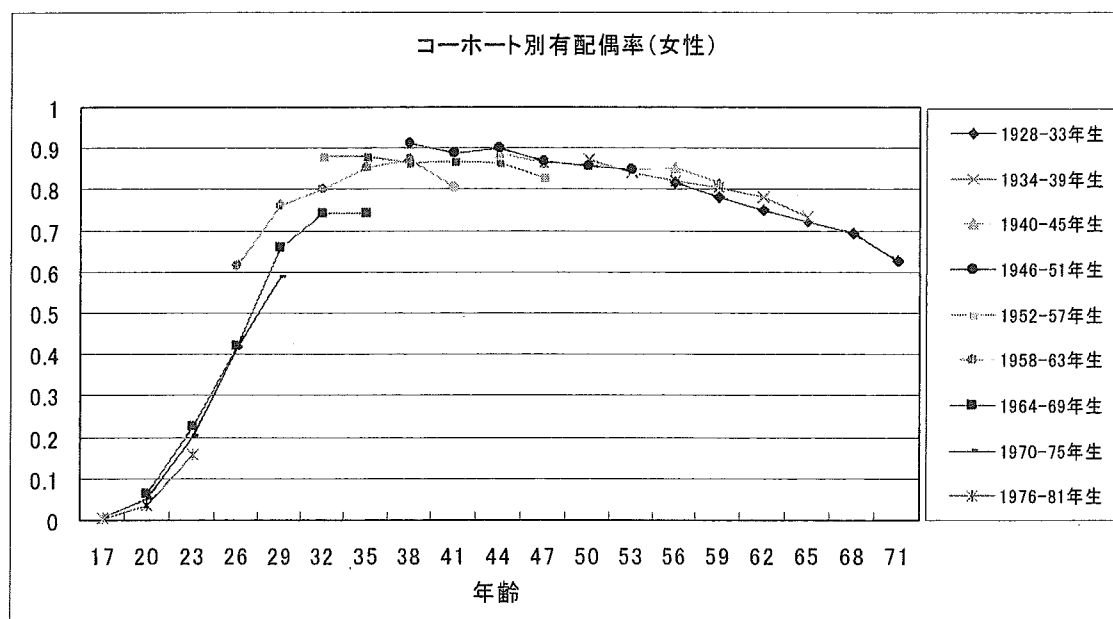


図3 コーホート別就業率（分析対象世帯の妻）

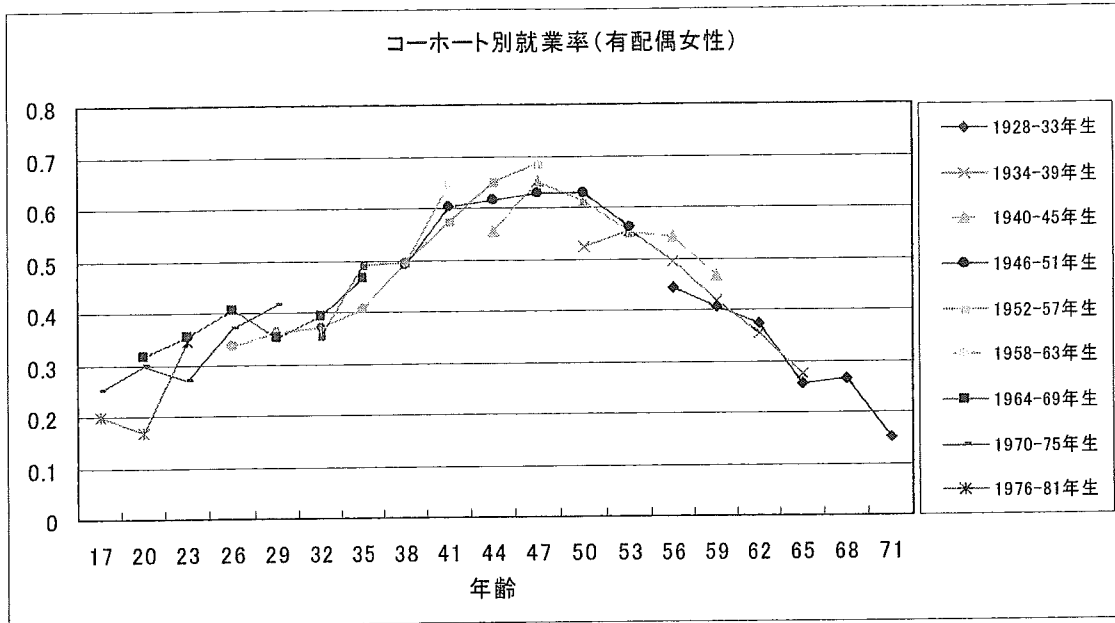


図4 コーホート別就業率（分析対象世帯のうち、夫婦と子どもだけの世帯の妻）

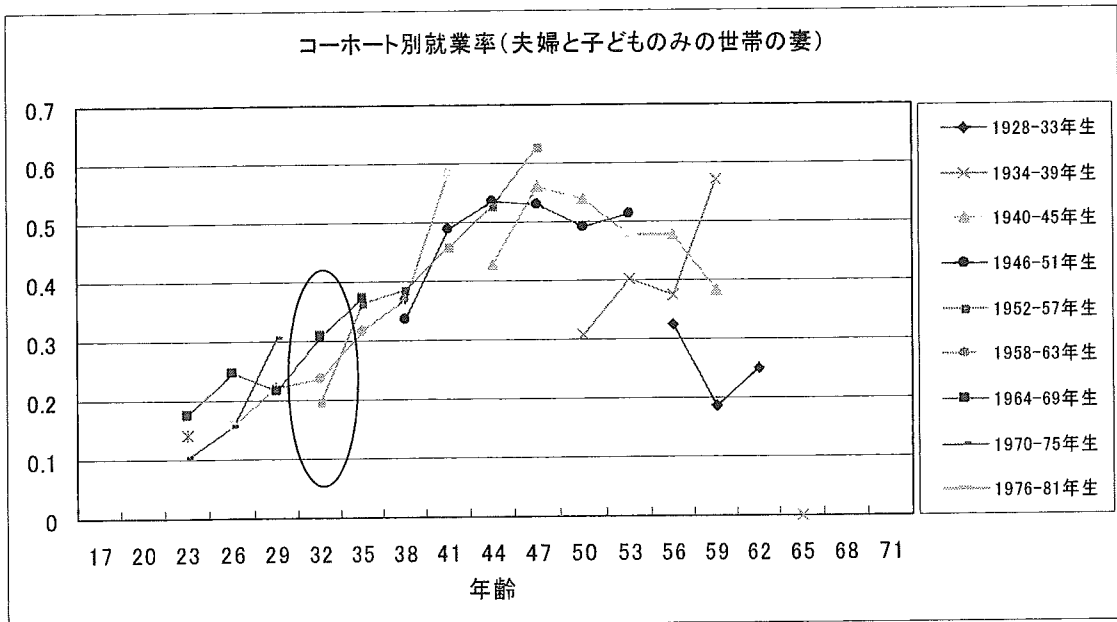


図5 コーホート別・夫の稼働所得プロフィール

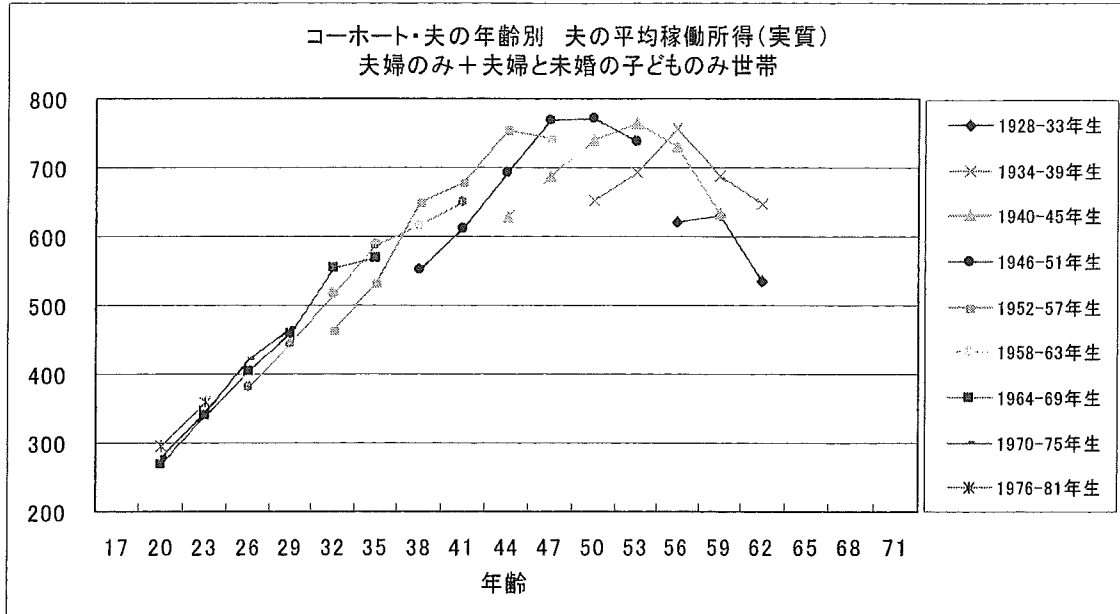


図6 控除等適用率

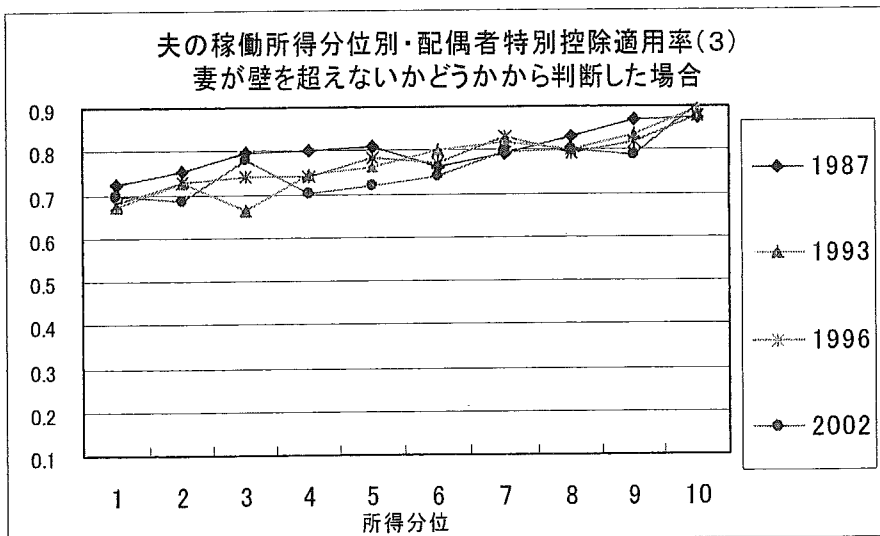
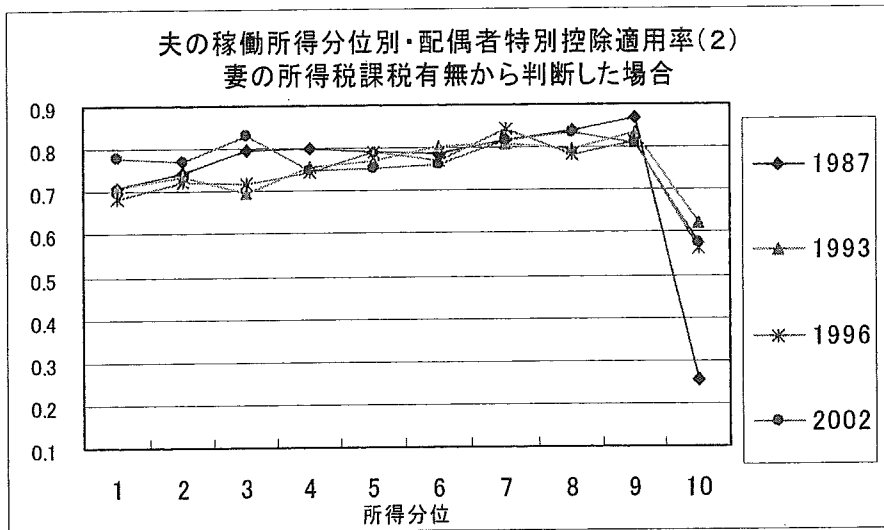
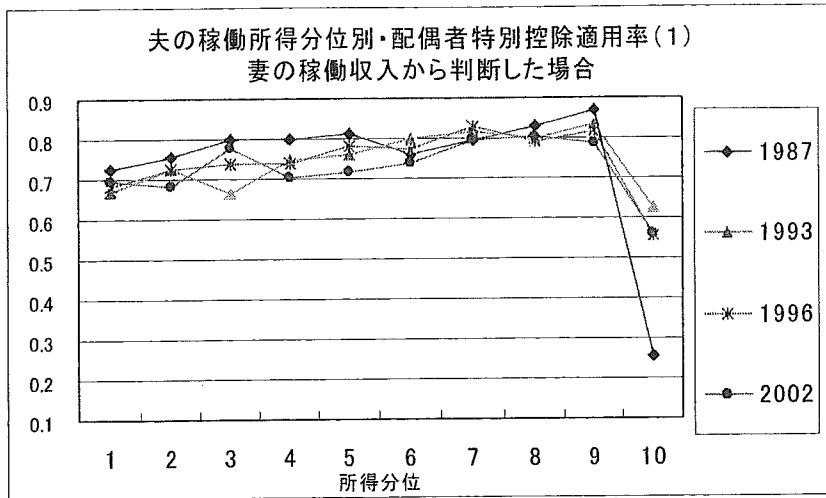


図7 夫の所得分位・妻の就業状態別 配偶者特別控除適用構成

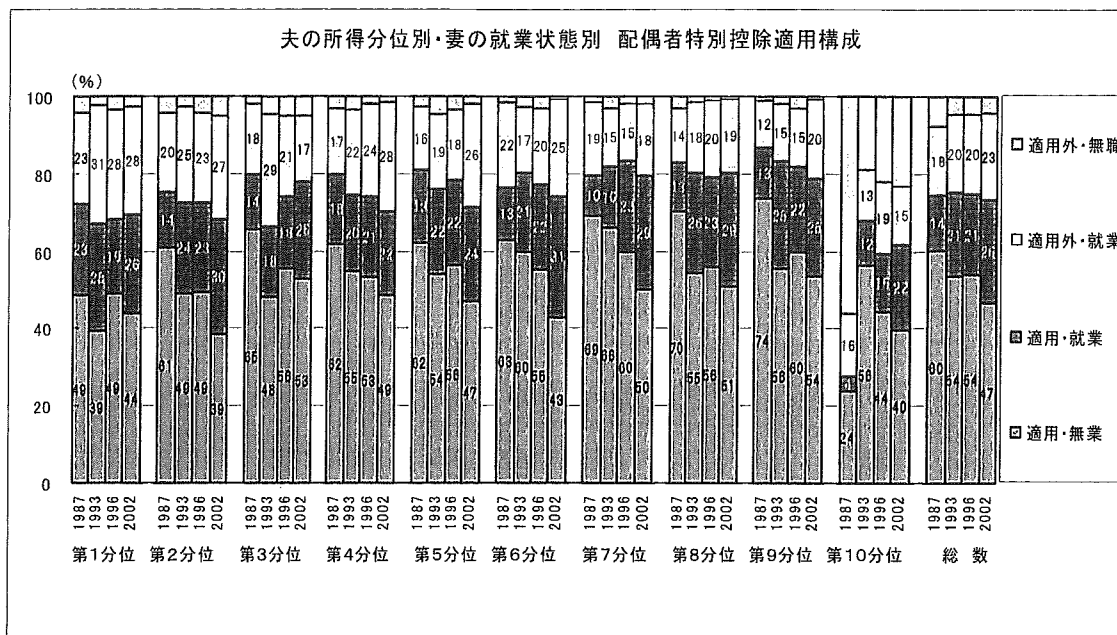


図8 妻の年齢階層・就業状態別 配偶者特別控除適用構成

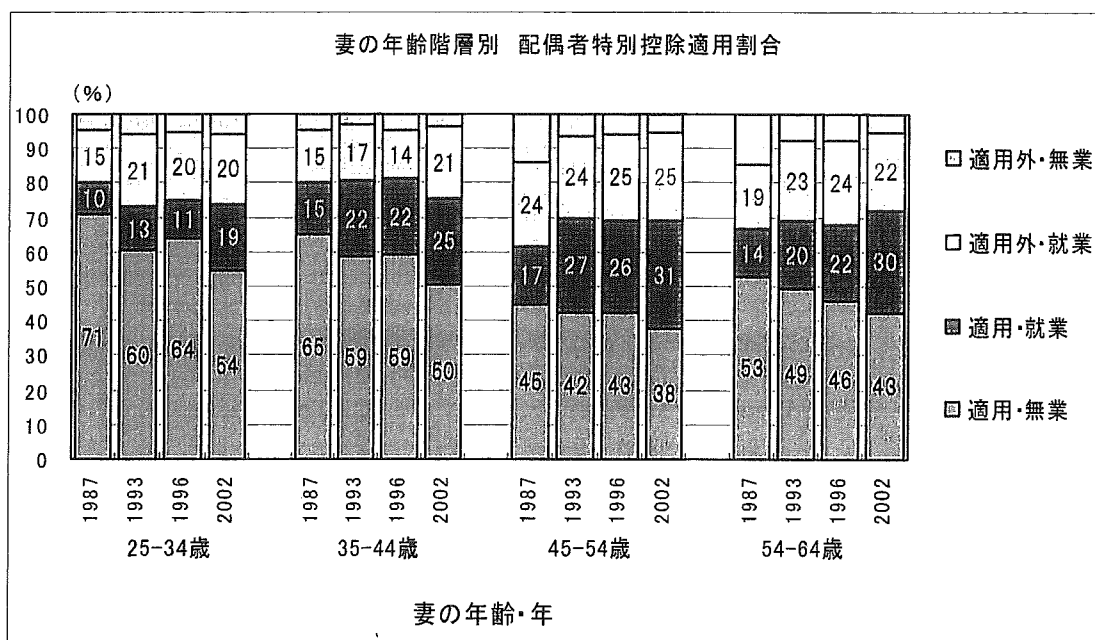


図9 コーホート別配偶者控除適用割合の推移

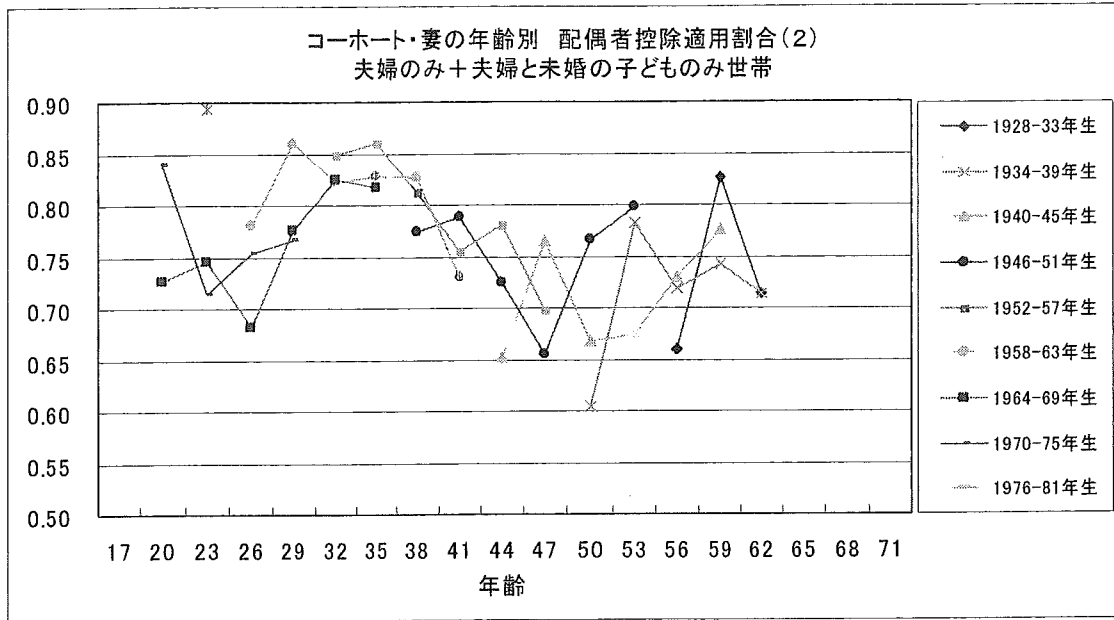


図10 コーホート・妻の年齢別 配偶者控除適用割合の推移

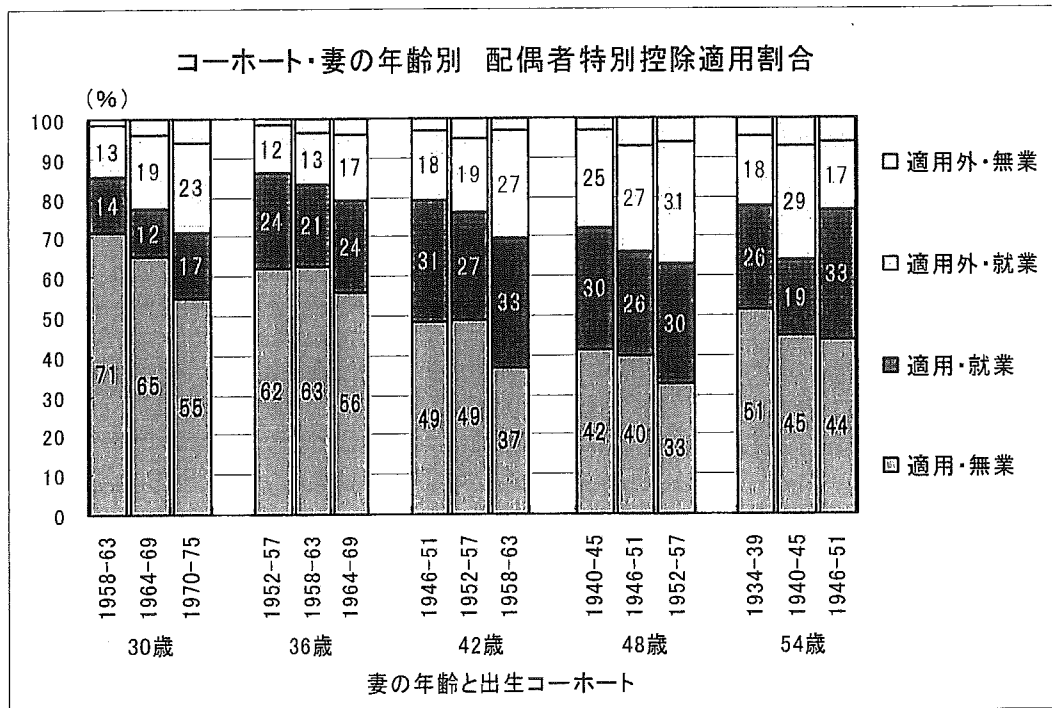


図 11 コーホート別 夫の限界税率の推移

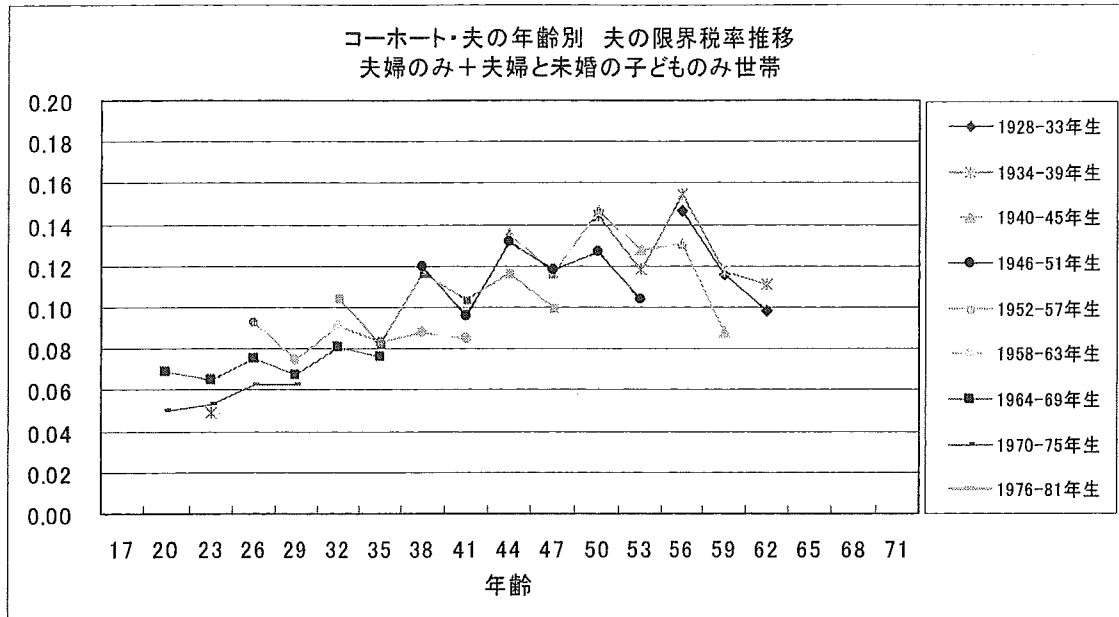


図 12 コーホート別 夫の平均税率の推移

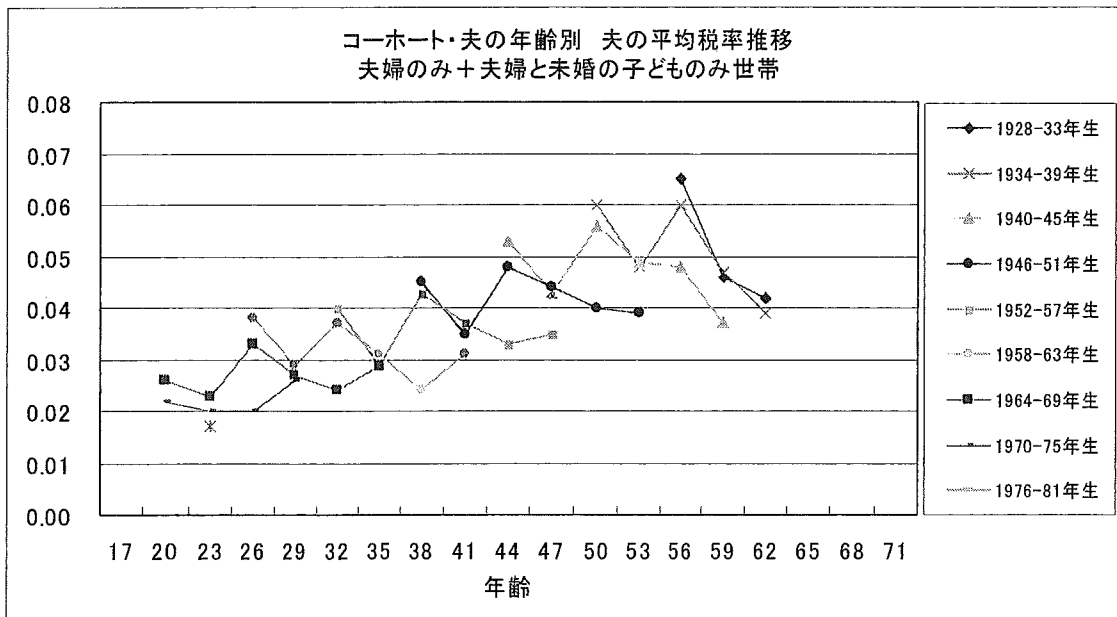


図 13 コーホート別 控除等の便益

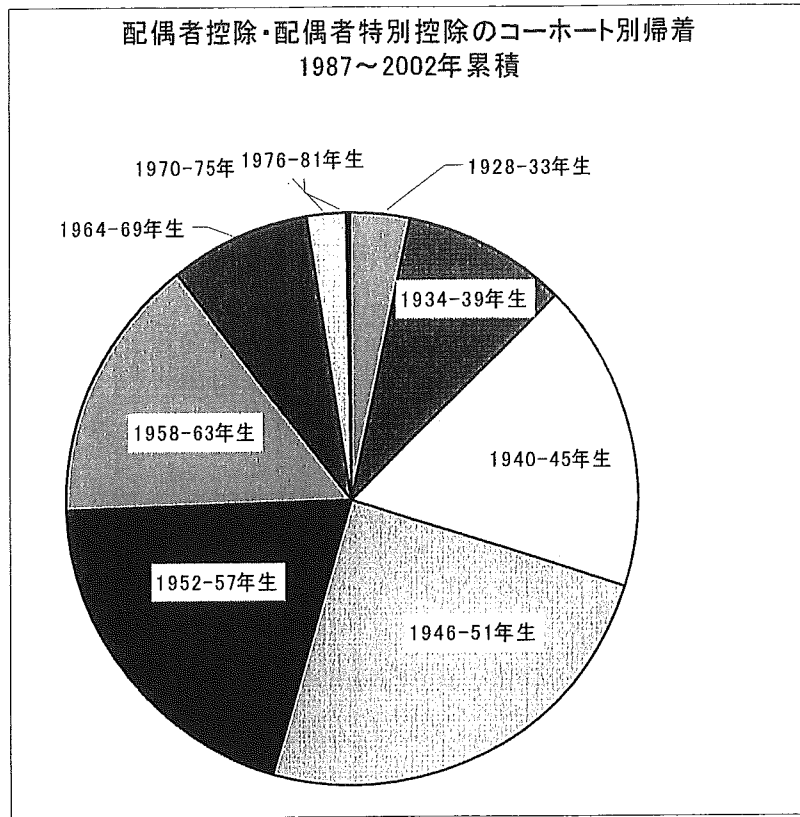


表1 所得税制の推移

	給与所得 控除	基礎控除	配偶者控 除	配偶者特 別控除	扶養控除	特定扶養 控除	(参考) 老人扶養 控除	税率区分
1986年	最低控除額 57万円＋ 定率控除	33万円	33万円	11.25万円	33万円		39万円	15段階(10.5～70%)
1987年								12段階(10.5～60%)
1988年								6段階(10～60%)
1989年	最低控除額 65万円＋ 定率控除	35万円	35万円	35万円	35万円	45万円	45万円	5段階(10～50%)
1990年								
1991年								
1992年								50万円
1993年								
1994年								38万円
1995年								
1996年								
1997年	58万円 63万円							
1998年		4段階(10～37%)						
1999年								
2000年								
2001年								

(資料) 森信茂樹『わが国所得税課税ベースの研究』社団法人日本租税研究協会、2002年。